

# 日本フードツーリズム学会 会則

## 第1章 総則

### 第1条 名称

- 1 本会は、日本フードツーリズム学会（英語名称：Japan Food Tourism Society [略称：J F T S]）と称する。

### 第2条 事務局および学会の所在地

- 1 本会の事務局は、以下に置く。  
〒121-8577 東京都足立区花畑5-6-1 文教大学東京あだちキャンパス 青木洋高研究室
- 2 学会の所在地は、事務局の所在地と同一とする。

### 第3条 目的

- 1 日本フードツーリズム学会（以下「本会」という）は、わが国におけるフードツーリズムの普及と促進を図るもので、フードツーリズムの実践的・理論的研究、旅行市場におけるフードツーリズムの促進およびフードツーリズムによる地域活性化に寄与することを目的とする。

### 第4条 活動

- 1 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - 1) 『日本フードツーリズム学会誌』の発行
  - 2) 研究発表会の開催
  - 3) セミナーおよびシンポジウムの企画・開催
  - 4) 学会の成果を地域や地域主体の観光産業に還元する事業
  - 5) フードツーリズムのモデル地区の調査・研究および顕彰活動
  - 6) フードツーリズムに関する関係機関からの相談に対応する業務
  - 7) フードツーリズムに関する研究委託の受け付け業務
  - 8) 会報の発行やホームページなどによる、フードツーリズムの広報活動
  - 9) その他前条の目的を達成するために必要な事業
  - 10) 前項までのすべての活動・事業に賛同し、これを活性化する会員の組織化
  - 11) 前各号に掲げるもののほか、理事会が適当と認める活動

## 第2章 会員

### 第5条 入会資格

- 1 個人・企業・団体を問わず、フードツーリズムおよびガストロノミーに関して研究・行動する、または、特にこれらに関心を有する者は入会を申し込むことができる。
- 2 その他、入会申込の資格については理事会において決定する。

## 第6条 会員の種類

- 1 会員の種類は、次のとおりとする。
  - 1) 正会員 本会の趣旨に賛同する個人
  - 2) 学生会員 本会の趣旨に賛同する大学院生および大学生（ただし、社会人大学院生および大学生を除く）
  - 3) 賛助会員 本会の目的に賛同した個人、または団体・法人など

## 第7条 入会、退会および除名

- 1 会員になろうとする者は、正会員1名の推薦に基づいて、既定の入会申込書を事務局に提出し、その後、理事会の承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認を得た者は、年会費を入会の初年度に納入しなければならない。
- 3 本会を退会しようとする会員は、事務局に会長宛の退会届を提出しなければならない。
- 4 会員が次の各号のいずれかに該当するとき、理事会の決議を経て、会長は除名することができる。
  - 1) 年会費を会長の指定する日までに支払わなかったとき、または2年以上の滞納があったとき
  - 2) 本会則に違反したとき
  - 3) 本会または他の会員の名誉を傷つける行為のあったとき
  - 4) 反社会的組織との関係が確認されたとき
  - 5) その他、本会の目的に反する行為のあったとき

## 第8条 年会費

- 1 会員は、年会費を会長の指定する日までに納めなければならない。
- 2 既納の年会費は、いかなる場合にも返還しない。

## 第3章 組織

### 第9条 役員

- 1 本会の運営のために以下の役員をおく。
  - 1) 会長 1名
  - 2) 副会長 2名
  - 3) 事務局長 1名
  - 4) 理事 2名以上で、正会員総数の5分の2を上限とする。
  - 5) 監事 1名以上3名以下

### 第10条 役員を選任

- 1 役員は、正会員のなかから、総会において選任される。
- 2 副会長および事務局長は、理事を兼ねることができる。
- 3 監事は、理事を兼ねることができない。

## 第11条 役員の役割

- 1 役員の役割は、以下の通りとする。
  - 1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する
  - 2) 副会長は、会長を補佐する。
  - 3) 事務局長は、日常の会務を処理する。
  - 4) 理事は、会則および総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
  - 5) 監事は、本会の活動内容を監査する権限を有し、会計知識を有する正会員がその任にあたる。
- 2 会長は、理事会の承認を得て、所掌事項の一部を役員に委任することができる。
- 3 会長に事故がある場合には、副会長がその職務を代行する。
- 4 副会長に事故がある場合は、会長に指名された理事がその職務を代行することができる。

## 第12条 監事

- 1 監事は、本会の活動内容を監査する権限を有する。
- 2 監事は、通常総会において監査結果を報告しなければならない。
- 3 監事は、会計知識を有する正会員がその任にあたる。

## 第13条 任期

- 1 会長の任期は3年とし、再任を妨げないが、2期6年を上限とする。
- 2 理事（副会長および事務局長を含む）の任期は3年とするが、再任を妨げない。
- 3 役員に欠員を生じたときは、その後任者を会長の指名により選任する。その場合の任期は、前任者の残余期間とする。

## 第14条 支部の設立と分科会

- 1 支部の設立および研究分科会の設置は、研究会の趣旨に基づいて理事会がこれを承認する。

## 第4章 運営

### 第15条 総会

- 1 総会は、正会員をもって構成する。
- 2 会長は、毎年1回、会計年度終了後2カ月以内に、通常総会を招集しなければならない。
- 3 会長は、必要があるときは、理事会の承認を得て、臨時総会を招集することができる。
- 4 総会は、以下の事項を審議し決定する。
  - 1) 会則の改廃に関する事
  - 2) 事業報告および収支予算に関する事
  - 3) 事業計画報告および収支予算に関する事
  - 4) 役員を選出
  - 5) その他、本会に関する重要な事項

- 5 総会の議長は、会長が務める。副議長および書記は、議長の指名とする。
- 6 総会は、正会員の出席が3分の1以上の場合に成立する。
  - 2) 総会は、理事会で必要と判断した時には、書面による総会の開催を妨げない。
- 7 総会の議事は、出席する正会員の過半数をもってこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
  - 2) 欠席する正会員は、出席する他の正会員または議長に、その議決権の行使を委任することができる。
  - 3) 書面総会の場合、期限内に書面提出をしたものを、総会に出席したものとみなす。
- 8 正会員の5分の2以上の者が会議の目的たる事項を示して請求したとき、会長は臨時総会を招集しなければならない。ただし、正会員の5分の2以上の者が会長の解任を請求したときは、副会長が会長に代わり、臨時総会を招集することができる。
  - 2) 臨時総会は、理事会で必要と判断した時には、書面による総会の開催を妨げない。
- 9 通常総会および臨時総会は、開催日の2週間前までに、開催日時、開催場所、会議の目的を正会員に対して通知する。ただし、急迫の必要がある場合においてのみ、臨時総会の開催通知は会長が相当と認める方法により行うことで代えることができる。

#### 第16条 理事会

- 1 理事会は、会長および理事をもって構成する。
- 2 本会則に定めるもののほか、会務の執行に関する重要な事項について決定する。
- 3 会長は、年2回以上の理事会を開催しなければならない。ただし、会長が欠けたとき、または会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した副会長が召集する。
- 4 会長は、理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったときは、直ちに臨時理事会を招集しなければならない。
- 5 理事会の議長は、会長が務める。ただし、会長が欠けたとき、または会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した副会長を議長とする。
- 6 理事会は、理事の3分の2以上の出席しなければ、議事を開き議決することはできない。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 7 理事会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除いて、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### 第5章 会計

#### 第17条 会計

- 1 本学会の事業を遂行するために必要な経費は、次の収入をもってこれを支弁する。
  - 1) 会員の入会金、年会費
  - 2) 寄付金、協賛金
  - 3) その他

## 第18条 年会費

- 1 年会費は以下のとおりとする。
  - 1) 正会員 : 5,000 円
  - 2) 学生会員 : 2,000 円
  - 3) 賛助会員 : 10,000 円 (1口) \*個人は1口以上、法人等の団体3口以上とする。
- 2 前項1)の年会費の振込口座は、以下の通りとする。

ゆうちょ銀行 口座記号番号 記号 : 14090 番号 : 64008571  
日本フードツーリズム学会 (ニホンフードツーリズムガッカイ)

## 第19条 余剰金

- 1 余剰金が生じた場合には翌年度に繰り越すものとする。

## 第20条 会計年度

- 1 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

## 付則

(設立期日)

- 1 本会は、2018年1月1日をもって設立する。

(施行期日)

- 2 この会則は、2018年1月1日から制定施行する。  
この会則は、2020年5月30日に改訂施行する。  
この会則は、2022年5月22日に改訂施行する。  
この会則は、2024年5月18日に改訂施行する。